

京都ノートルダム女子大学キャロライン寮生活細則

京都ノートルダム女子大学学生寮規程第 13 条に基づき、本細則を定める。

1. 寮生活の原則

- (1) 寮生は、共同生活の場にあることを深く認識し、自律と協同の精神を養い、他者への思いやりを常に心がけなければならない。
- (2) 寮生活においては、常に以下のことに注意しなければならない。
 - ① 寮の諸規則は、寮生の健康・安心・安全を確保し、かつ共同生活が円滑に行なわれることを目的として定められており、これらを遵守しなければならない。
特に寮内全域における以下の行為は厳重に禁止する。
 - ・ 喫煙
 - ・ 飲酒
 - ・ 火気の使用
 - ・ 動物の飼育や植物の栽培
 - ② 部外者へ寮玄関の暗証番号を漏洩することは厳重に禁止する。
 - ③ 互いのプライバシーを尊重することで、常に他の寮生の勉強・安息を妨げてはならない。
 - ④ 近隣住民に迷惑をかける行為は厳重に禁止する。

2. 寮生活一般

(1) 食事

- ① 朝食時間は、月曜日から金曜日の 7:00 から 8:00 までとし、土曜日は 7:30 から 8:30 とする。ただし、日曜日と祝日は、7:45 から 8:15 までに所定の場所で朝食を受け取る。
- ② 夕食時間は、月曜日から金曜日の 18:30 から 19:30 とする。ただし土曜日、日曜日、祝日の夕食は提供されない。
- ③ 日曜日と祝日の朝食はアセンブリホールにおいて摂る。ただし、病気の場合はその限りでない。
- ④ 学生食堂の食器は食堂外に持ち出してはならない。

(2) 清掃

- ① 寮内担当場所の清掃は、入寮 1、2 年目の寮生が月曜日から金曜日は 8:15 までに、土曜日、日曜日、祝日は 8:35 までに終了する。
- ② 清掃点検は、入寮 3 年目の寮生が月曜日から金曜日は 8:20 に、土曜日、日曜日、祝日は 8:40 に行なう。
- ③ 全寮生は自室の清掃を毎日行なわなければならない。

- ④ 夏期と冬期の閉寮日前と年度末に大掃除を行なう。
- (3) 外出
7：00 から 22：30 の間は外出できる。
7：00 前には原則として外出できないが、やむを得ない場合は事前に事務室に早朝外出届を提出し、許可を得なければならない。
- (4) 門限
門限は 22：30 とする。やむを得ない事由により門限までに帰寮できない場合は、必ず寮事務室に連絡し、帰寮後直ちに報告書を提出する。
- (5) 在室確認
自室から廊下に出て、22：30 に祈りと在室確認を行なう。
- (6) 帰省・外泊
 - ① 保護者宅に宿泊することを「帰省」、保護者宅以外に宿泊することを「外泊」という。
 - ② 帰省および外泊する場合は、2 日前の 17：15 までに（月曜日に外泊する場合は前週の金曜日の 17：15 まで）「帰省・外泊願」（所定の様式）に必要事項を明記し、保護者の「外泊許可願」（所定の様式）を添えて、寮事務室に提出しなければならない。外泊は、原則として月 2 回まで許可する。ただし、特別の事由がある場合その限りではない。
 - ③ 帰省および外泊から帰寮後は直ちに外泊ノートに署名し、「帰省・外泊証明書」（所定の様式）を提出しなければならない。
 - ④ 寮の行事には、やむを得ない事由を除き積極的に参加し、行事が予定されている際の外出や外泊は控えなければならない。
- (7) 消灯
自室の天井灯および交流室の消灯時間は、23：30 とする。ただし、アセンブリホールの消灯時間は 1：00 とする。
- (8) 節電
環境とエネルギー問題に考慮し、共用施設・自室においては節電に努めなければならない。
- (9) 静穏
特に 21：00 以降は、他の寮生や近隣の住民に配慮し静穏を保たなければならない。
- (10) 閉寮日
大学の夏期一斉休業日（8 月 11 日から 17 日）と年末年始休業日（12 月 29 日から 1 月 3 日）を閉寮とする。

3. 自室および共用施設の使用

- (1) 自室において

- ① 常に清潔に保ち、整理整頓に努める。
 - ② 大声や騒音をたてない。
 - ③ 壁や扉などにピン、ステッカー、セロテープなどを使用しない。
 - ④ 貴重品は必ず鍵のかかる引き出しに入れておく。
 - ⑤ 自室で使用できる電気器具はスタンド・ラジカセ・毛布・ノートパソコンのみで、アイロン、ストーブ、ポット、ホットカーペット、炊飯器などは使用できない。
 - ⑥ 室内点灯中は窓のカーテンを閉める。
 - ⑦ 寮内では音のしない室内履きを使用する。
- (2) 共用施設において
- ① 常に清潔に保ち、占有してはならない。
 - ② アセンブリホールでは他者の勉強を妨げてはならない。また、日曜日と祝日の朝食以外は飲食をしてはならない。
 - ③ キッチンでは 8:00 から 23:00 まで使用できる。IH ヒーターなどの使用中はキッチンから離れてはならない。
 - ④ 浴室とシャワー室は、16:30 から 23:30 まで使用できる。浴室における洗濯は禁止する。
 - ⑤ ランドリー・ルームは、月曜日から土曜日は 7:00 から 22:00 まで、日曜日は 8:00 から 22:00 まで使用できる。洗濯物は必ず屋上物干し場に干し、自室内の窓辺やバルコニーなどに干してはならない。
 - ⑥ アイロンの使用は 7:00 から 22:00 までとし、ランドリー・ルームのみで使用しなければならない。使用中は火災の恐れがあるためアイロンのそばから絶対に離れてはならない。
 - ⑦ バルコニーは乾燥機とゴミ箱を使用するとき、傘を干すときのみ使用できる。
- (3) 寮の施設や備品を破損し、また紛失した場合は、速やかに寮事務室に届け出なければならない。

4. 保健衛生

- (1) 体調を崩した場合は、速やかに寮事務室に申し出る。
- (2) 最小限の常備薬は各自で用意しておく。
- (3) 怪我や病気のために入院が必要となった場合は、速やかに寮事務室に連絡するとともに保護者または代理人に連絡する。
- (4) 医師によって重大な感染症に罹患したと判断された場合は、原則として帰省し、完治するまで加療・静養に専念する。

5. 外来者の寮への立ち入り・寮生への連絡・電話

- (1) 寮生以外の者が寮内に立ち入る必要がある場合には、事前に寮事務室の了解を得な

なければならない。特に外来者の寮内宿泊は厳重に禁止する。

- (2) 寮内における連絡事項等は、集会時または寮内放送、あるいは掲示板を通じて行なう。
- (3) 電話受付の時間は、9:00 から 22:00 の間とする。なお受付時間内であっても授業時間中は緊急の場合を除いて取りつがない。

6. 防火・防犯

寮生は防火・防犯その他の事故防止に積極的に取り組まなければならない。大学が主催する寮の消防訓練には寮生全員が参加しなければならない。火災、盗難その他の事件や事故の発生に気づいた場合は、直ちに寮事務室または守衛室（内線 9 番、080-1503-6895、075-781-1173）に通報するなど、迅速かつ適切に対処しなければならない。

7. 退寮命令

以下の事由により退寮を命じられた者は、予告期限までに退寮しなければならない。

- (1) 寮規程ならびに生活細則を遵守せず秩序を乱すなど、寮生活に不相当と判断された場合
- (2) 健康上、寮生活を続けるに耐えないと判断された場合
- (3) 無断外泊をした場合や、「外泊願」等の書類に故意に事実と反する記載をした場合
- (4) 寮内において喫煙や飲酒をした場合
- (5) 許可なく寮生以外の者を寮内に入れた場合

付則 この細則は平成 23 年 12 月 18 日から施行する。なお京都ノートルダム女子大学ユーゲニア寮生活細則は同日付で廃止する。

(平成 24 年 2 月 17 日改正)

(平成 24 年 9 月 25 日改正)

アセンブリホール	1 : 00 まで
交 流 室	23 : 30 まで
シャワー室	16 : 30～23 : 30
浴 室	16 : 30～23 : 30
ランドリー・ルーム	月曜日から土曜日 7 : 00～22 : 00 (清掃中には使用できない) 日曜日 8 : 00～22 : 00 (清掃中には使用できない)
キッチン	8 : 00～23 : 00 (清掃中には使用できない)
朝 食	月曜日から金曜日 7 : 00～8 : 00 土曜日 7 : 30～8 : 30 (日曜日・祝日 7 : 45～8 : 15 までに朝食を受け取る)
夕 食	月曜日から金曜日 18 : 30～19 : 30
清 掃	清掃 入寮 1、2 年目の寮生が、 月曜日から金曜日は朝食後から 8 : 15 までに行なう 土曜日・日曜日・祝日は朝食後から 8 : 35 までに行なう 点検 入寮 3 年目の寮生が、 月曜日から金曜日は 8 : 20 から行なう 土曜日・日曜日・祝日 8 : 40 から行なう
お祈り・在室確認	22 : 30
自室消灯	23 : 30
門 限	22 : 30 (22 : 25 までに部屋にもどっていること)